

美濃国クルスタ地域における本巢国造と栗栖田君

鈴木正信

はじめに

史資料的制約が大きい大化前代の研究において、地域社会の歴史を具体化することは容易でない。しかし、美濃国には、国造の割拠を伝える『古事記』『日本書紀』のみならず、約二七〇〇人ももの無名の人々が記録された『御野国戸籍』が残されており、これらを同時に俎上に載せることによって、より精密な古代史像を描き出す試みが続けられている。

そこで本稿では、『御野国本巢郡栗栖太里大宝二年戸籍』⁽¹⁾（以下『栗栖太里籍』）の故地の比定と、その行政区画化の過程を明らかにすることを通じて、この地域をめぐる本巢国造と栗栖田君の姿を垣間見てみたい。

一・クルスタの表記

『栗栖太里籍』の舞台となった栗栖太里の比定地は、現在に至るまで定説を見ていない。その最大の要因は、クルスタという遺存地名が、現在の行政区画はもとより、郷帳や絵図⁽²⁾などからも検出できないことに尽きるだろう。これを受けて、筆者は以前に私見を述べたことがあるが、紙面の都合から省略した点も多いので、ここで改めて比定を行いたい。⁽⁴⁾

美濃国内において、クルスタという地名は、隣り合う本巢郡と大野郡に見られる。

本巢郡のクルスタ（以下、本巢クルスタ地域）は、『栗栖太里籍』に「栗栖太里」（継目裏書）・「栗栖田君」⁽⁵⁾（本文）などと初見し、平

城宮跡出土木簡⁽⁶⁾（以下、木簡①）に「栗栖田郷」、『和名類聚抄』（以下『和名抄』）本巢郡条には「栗田」と見える。

木簡①

- ・^(三カ)野国本櫨郡栗栖田郷刑部石寸
- ・庸米六斗

一方、大野郡のクルスタ（以下、大野クルスタ地域）は、平城宮跡出土木簡⁽⁷⁾（以下、木簡②）に「栗田郷」とあるのが最も古く、『貞観寺田地目録帳』⁽⁸⁾（以下『目録帳』）に「栗田庄」、『和名抄』大野郡条に「栗田」、『延暦寺本美濃国神名帳』⁽⁹⁾（以下『国内神名帳』）に「栗栖田明神」とある。

木簡②

- 美濃国大野郡栗田郷庸米六斗

ここにおいて、クルスタの表記には、「栗栖太」・「栗栖田」・「栗田」の三種類があることに気付く。「栗栖太」・「栗栖田」については、同一史料の中で用いられており、また、『和名抄』播磨国揖保郡条の栗栖郷には「久留須」（元本）・「久流須」（高本）・「クルス」（名本）⁽¹⁰⁾と訓が施されていることなどから、これらは「クルスタ」と訓み、通用したものと見てよい。一方、「栗田」については、『和

美濃国クルスタ地域における本巢国造と栗栖田君

〔表1〕クルスタの表記

年代	本巢郡	大野郡	出典
702	栗栖太 栗栖田	—	『栗栖太里籍』継目裏書 本文
739~	栗栖田	—	木簡①
739~	—	栗田	木簡②
872	—	栗田	『目録帳』
931~938	栗田	栗田	『和名抄』
938~961	—	栗栖田	『国内神名帳』

名抄』山城国愛宕郡条の栗野郷に「久留須乃」・「久流須乃」・「クルスノ」という訓注が見られ、栗を一文字で「クルス」と訓んだ事例が確認できる。従って、「栗栖太」・「栗栖田」・「栗田」は全て「クルスタ」と訓んだものと思われる。

さて、行政区画の表記において問題となるのは、『続日本紀』（以下『統紀』）和銅六年（七一三）五月甲子条に「畿内七道諸国郡郷名、着好字」とあり、また『出雲国風土記』総記に「其郷名字者、被神龜三年民部省 宣改元」とある好字選定との関連である。上記

したクルスタの表記を年代順に並べたものが「表1」であるが、これを見ると「栗田」という表記が見られるのは、全て好字選定以後である。ここから、好字選定によって「栗栖太」・「栗栖田」から「栗田」へと表記変更のなされたことがうかがえる。ただし、好字選定以後にもかかわらず「栗栖田」という表記を残存させている木簡①・『国内神名帳』は、留意する必要がある。

ミノの国名表記が「三野」・「御野」から「美濃」へと変更されたことは既に指摘がある。⁽¹¹⁾これを援用するならば、木簡①「^(三カ)野」・木簡②「美濃」とある

ことから、木簡①は木簡②よりも古い表記を残存させている可能性がある。他方、『国内神名帳』に見られる栗栖田明神については、先引した『続紀』和銅六年五月甲子条に「国郡郷名」とあることから、好字選定はあくまでも国郡郷名を対象としたもので、神社名の表記はその対象外であったと考えられる。おそらく、栗栖田明神は「栗栖田」という表記が使用されている時代に創祀され、好字選定を経ても表記変更されなかったのであろう。

これらのことから、クルスタの表記は、本巢・大野両クルスタ地域で多少の時間差はあるものの、やはり好字選定に伴って、「栗栖太」・「栗栖田」から「栗田」へ変更されたと考えられる。

二. クルスタ地域の比定

では、これら二つのクルスタ地域はどのような関係にあったのだろうか。美濃国内には、隣接する二郡に同名郷の存在した事例が見られる。それは、『和名抄』賀茂郡条・可児郡条所載の曰理郷である。可児郡曰理郷は、可児市の木曾川左岸に今渡⁽¹²⁾という遺存地名が残っていることから、この付近に比定されている。それに対し、賀茂郡曰理郷の遺存地名は残っていないが、ワタリという地名は、河川の渡河点に由来するものと思われる、可児市今渡から木曾川を挟んで対岸の美濃加茂市古井⁽¹³⁾付近に比定するのが通説となっている。つまり、賀茂郡と可児郡の曰理郷は、本来は隣接した地域であったと

考えられるのである。このことから類推すれば、隣接する本巢郡と大野郡に存在したクルスタ地域も、古くは一体であった可能性が高いのではないだろうか。

そこで次に、本巢・大野両郡のクルスタ地域を比定していきたい。まず、先行研究による大野郡クルスタ地域の比定地は、①揖斐郡揖斐川町黒田付近⁽¹⁴⁾、②揖斐郡谷汲村⁽¹⁵⁾、③本巢郡真正町西部⁽¹⁶⁾に分かれている。しかし、①『日本地理志料』は栗田と揖斐郡揖斐川町黒田の音の近似を根拠とするものの、この地域は揖斐川の南岸に位置しており⁽¹⁷⁾、また、黒田に近接する小島については『和名抄』池田郡条に小島郷が見えることから、池田郡に含まれていたと考えられる⁽¹⁸⁾。

②『濃飛両国通史』は谷汲村が一郷を許容し得る点を根拠としているが、そのような地域は谷汲村に限らないため、これは根拠たり得ない。このように、①と②は首肯し難く、また『和名抄』の郷配列に乱れが生じる点でも問題が残る(後述)。ただし、③『揖斐郡志』は『和名抄』の郷配列を指摘している。

『和名抄』大野郡条には、檜⁽²⁰⁾・榎⁽²¹⁾・大神⁽²²⁾・明見⁽²³⁾・三桑⁽²⁴⁾・上杖⁽²⁵⁾・下杖⁽²⁶⁾・郡家⁽²⁷⁾・志麻⁽²⁸⁾・大田⁽²⁹⁾・石太⁽³⁰⁾・栗田⁽³¹⁾・七崎⁽³²⁾・駅家の各郷が記載されている⁽²¹⁾。この中で遺存地名が見られるものは、揖斐郷(揖斐郡揖斐川町上方伊尾野⁽²²⁾)、大神郷(揖斐郡揖斐川町三輪)、上杖郷(揖斐郡大野町上秋)、郡家郷(揖斐郡大野町郡家)、志麻郷(揖斐郡揖斐川町島)、石太郷(揖斐郡大野町上磯⁽³³⁾・下磯)、七崎郷(本巢郡南町七崎)などがあり、各々これらの付近に比定するのが妥当であ

ろう。

さて、『和名抄』郡郷部の記載は、各郷を地図上にプロットすると順番通りに並ぶ事例がある。⁽²³⁾これが大野郡条にも当てはまるのであれば、遺存地名が残っていない郷も比定地を推測することが可能となる。そこで、比定地の確実な上記の各郷を現代の地図上にプロットしてみると、揖斐↓大神↓上秋↓郡家↓志麻↓石太↓七崎というように、おおむね『和名抄』の記載順に、北から南へ並んでいることがわかる。従って、地名が依存していない明見・三桑・下杖・大田の各郷は、これらの前後に記載された郷の比定地の間に存在したと推測され、栗田郷（大野クルスタ地域）についても、石太郷と七崎郷との間、すなわち現在の本巢郡真正町西部に比定するのが相応しい。

一方、先行研究による本巢郡クルスタ地域の比定地は、①本巢町木知原付近⁽²⁴⁾、②穂積町牛牧付近⁽²⁵⁾、③穂積町本田付近⁽²⁶⁾の三箇所に分かれている。しかし、①『日本地理志料』は地図を勘案するのみで、具体的な比定の過程は示していない。②『大日本地名辞書』は『国内神名帳』本巢郡条の糞田明神をクソダと訓み、クルスタとの音の近似を指摘する。ただし、糞田明神が穂積町牛牧に鎮座していた確証はない。③『濃飛両国通史』は石高を鑑みているが、穂積町本田付近に結びつける理由が判然としない。同じく③『本巢郡志』・『北方町史』は、先の糞田明神について、クルスタ↓クソダ↓フンダ↓ホンダという訓の変遷を想定し、八幡神社（穂積町本田）に比定す

美濃国クルスタ地域における本巢国造と栗栖田君

る。しかし、この八幡神社には、延慶元年（一一三〇八）の勧請とする社伝があり⁽²⁷⁾、これに従うならば、八幡神社の創祀は『国内神名帳』の成立後ということになる。また、糞田明神には「コエタ」と訓が施されており、クルスタとコエタは結びつかない。従って、糞田明神と八幡神社は別個の神社であった可能性が高い。このように、①・②・③は、いずれも推測の域を脱していないと言える。

そこで、先の大野郡と同様、『和名抄』を検討してみよう。『和名抄』本巢郡条には、鹿立・遠市・安堵・美濃・穂積・物部・栗田・船木の各郷が記載されている。⁽²⁹⁾このうち、遺存地名の見られるものとしては、美濃郷（本巢郡糸貫町見延⁽²⁹⁾）と、穂積郷（本巢郡穂積町穂積）がある。また、物部郷については、『国内神名帳』本巢郡条に物部明神が見え、この神社は本巢郡真正町上真桑⁽³⁰⁾に現存している。さらに、船木郷に関しても、『僧琳海讓状』・『美濃船木荘文書紛失状案』・『菅原為俊讓状案』・『後光厳天皇論旨』⁽³⁴⁾などに、本巢郡菓南町を中心として山城国法勝寺領船木荘の置かれていたことが記されている。よって、これらの各郷は、美濃郷（本巢郡糸貫町西部）、穂積郷（本巢郡穂積町南東部）、物部郷（本巢郡真正町北東部）、船木郷（本巢郡菓南町東部）に、それぞれ比定して誤りない。

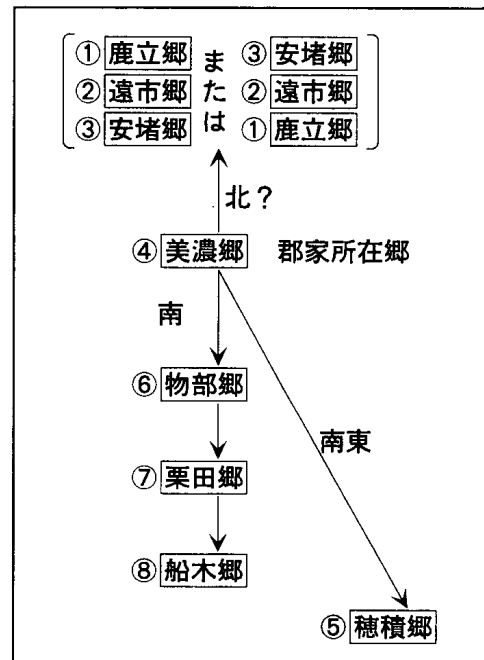
しかし、比定地の明らかな上記の各郷を地図に落としてみると、美濃↓物部↓船木↓穂積となり、穂積郷が最南に置かれる点で、『和名抄』の配列とは大きく相違してしまふ。にもかかわらず、先述した理由から、各郷の比定地を動かすことは難しい。とすれば、

本巢郡条の配列は、先の大野郡条のような地理的關係に拠るものではないと考えられる。

これに関して示唆を与えてくれるのは、『出雲国風土記』に見られる郡家との方角および距離を基準とした郷の配列である。出雲国の場合、東西に長い郡域を持つ秋鹿郡や楯縫郡などでは、郡家からの距離・方角と、実際の地理的關係とが一致する場合もあるが、東西南北に広がる郡域を持つ意宇・嶋根・出雲・神門・飯石・仁多・大原の各郡は、実際の地理的關係とは明らかに相違した順番で記載されている。そして、『出雲国風土記』所載の九郡のうち嶋根・秋鹿・楯縫・出雲・飯石・仁多・大原郡といった七郡の郷記載の順番は、『和名抄』出雲国条のそれと一致している。このことから、『和名抄』が直接に『出雲国風土記』を参考にしていたと断言することはできないが、少なくとも『和名抄』における郷配列の基準には、実際の地理的關係によるものと、『出雲国風土記』が採用していた郡家からの方角・距離によるものという二種類が存在しており、本巢郡条の場合は後者に拠っている可能性がある。

なお、本巢郡の郡家所在郷は詳らかでないが、ミノ国造（後述）が管掌した三野部に由来すると思われる美濃郷と見るのが一般的である。そこで仮に、美濃郷を起点に見てみると、穂積郷は南東、物部郷と船木郷はともに南の方角に当たる〔図1〕。このことは、上記の推測を傍証していると言える。

従って、鹿立・遠市・安堵郷の各郷は、これらの中での順番は未



【図1】本巢郡における郷配列の推定
（①～⑧は『和名抄』の記載順）

れる（本巢郡域の南部には、これらを位置づける余地が残っていないため、おそらくは北であろう）。また、物部郷と船木郷の間に記載されている栗田郷は、美濃郷から南（物部郷・船木郷）の方角で、しかも両郷の間に位置しなければならない。

また『栗栖太里籍』の氏族構成を見てみよう〔表2〕。現存『栗栖太里籍』の中で、『和名抄』本巢郡条に見られる郷名を冠する氏族には、十市部（遠市郷）、阿杼（安堵郷）、三野部（美濃郷）、穂積・穂積部（穂積郷）、物部（物部郷）が見られるが、中でも物部が三戸・四三人と格段に多い。このことは、栗田郷と物部郷（本巢郡真正町北東部）が近接していたことをうかがわせる。一方、『和名抄』大野郡条の郷名を冠する氏族には、大田人（大田郷）・嶋人（志麻郷）・石部（石太郷）があり、中でも石部が一〇人と最も多く、

詳であるが、南東（穂積郷）・南（物部郷・船木郷）とは異なる方角に位置したものと

[表2] 現存『栗栖太里籍』の氏族構成

氏族名	戸数	人数
十市部	1	7
阿杼	0	1
三野部	0	4
穂積・穂積部	0	4
物部	3	43
栗栖田君・栗栖田君族・栗栖田	2	29
大田人	0	1
嶋人	0	1
石部	0	10
その他	22	381
合計	28	481

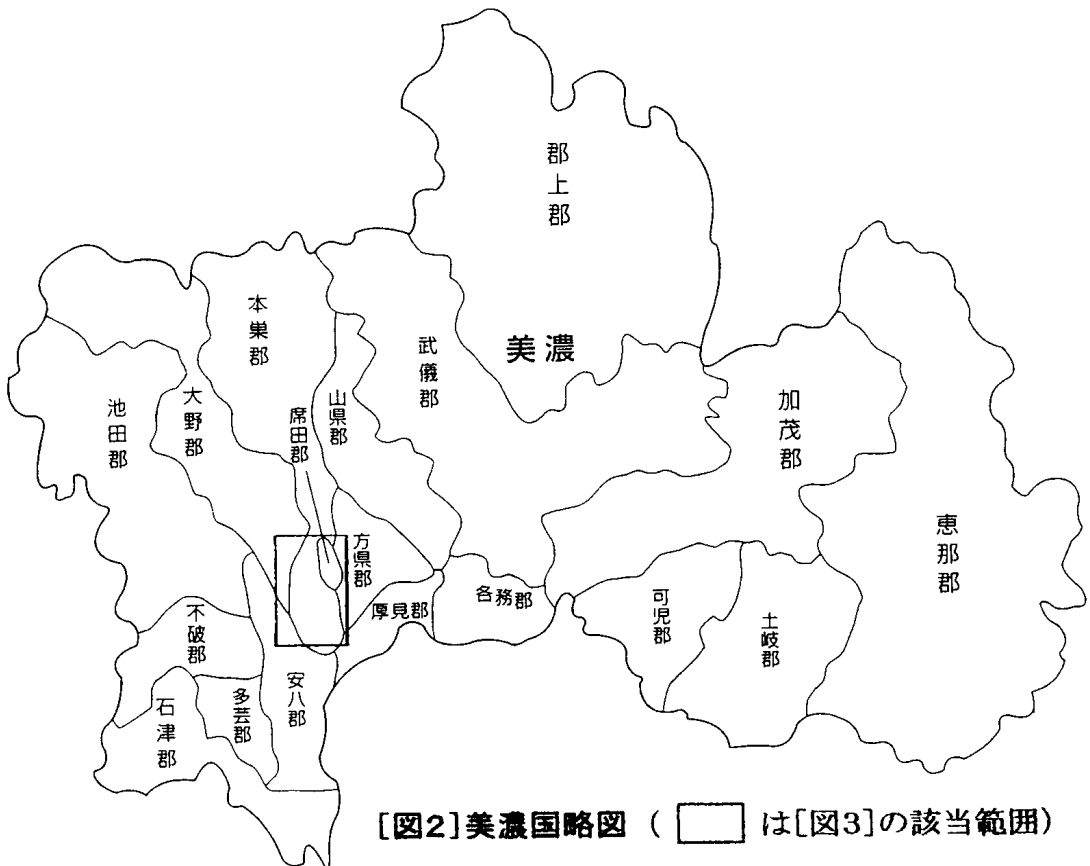
本巢郡栗田郷は大野郡石太郷（揖斐郡大野町上磯・下磯）とも近い位置関係にあったことがうかがえる。

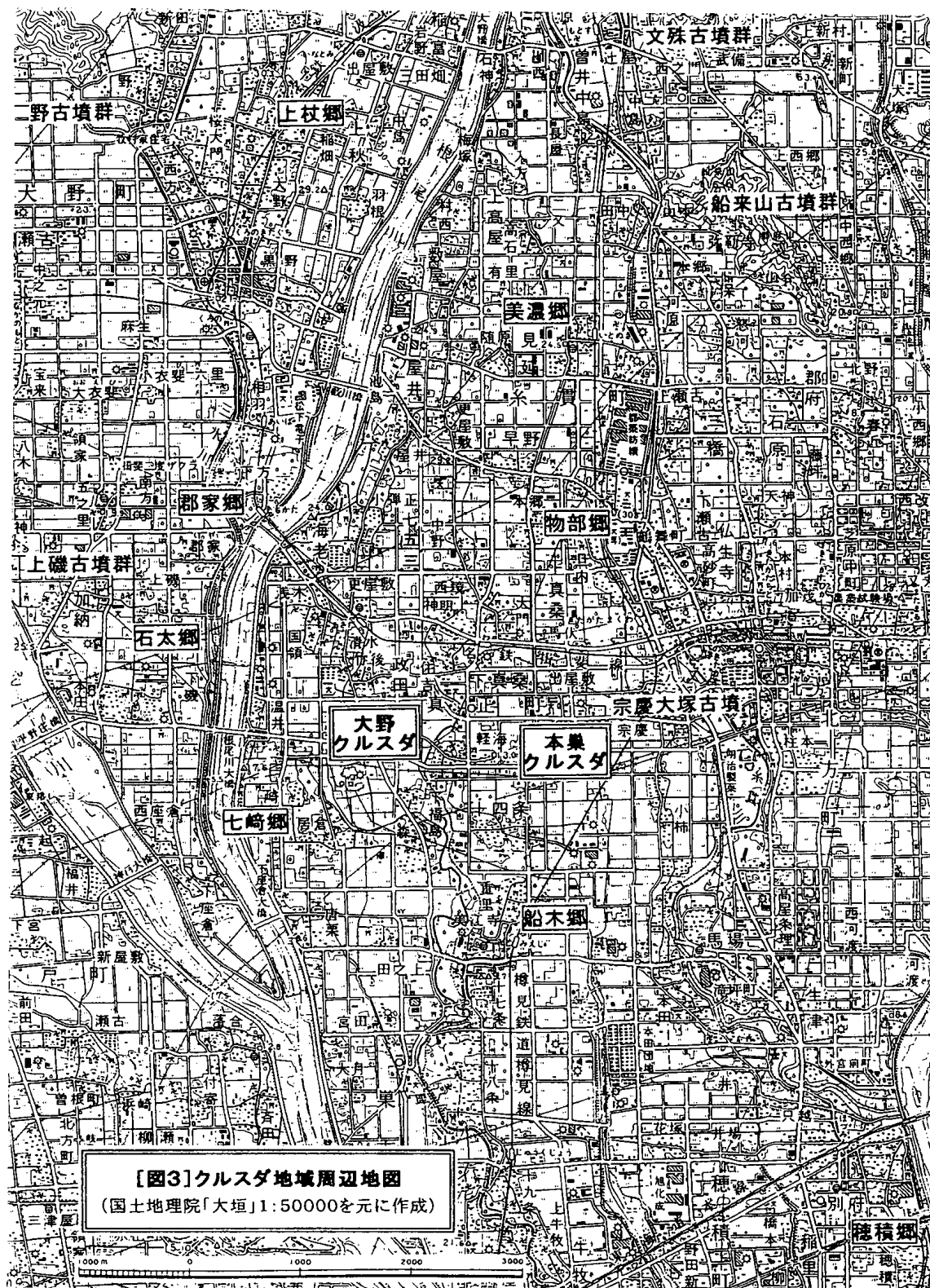
これらのことから、本巢クルスタ地域の比定地の条件として、①本巢郡内、②美濃郷以南、③穂積・物部・船木各郷の比定地以外、④美濃郷から見て物部・船木両郷と同じ方角、⑤物部郷・船木郷の間、⑥物部郷に近接、

⑦大野郡石太郷に近接などが挙げられるが、この諸条件に適用場所は、現在の本巢郡真正町南東部において他には存在しない。従って、本巢クルスタ地域は、現在の本巢郡真正町南東部に比定するのが最も妥当であると考えられる。

そして、これまで、本巢クルスタ地域は『和名抄』本巢郡条の郷配列を、一方の大野クルスタ地域は『同』大野郡条の郷配列を、それぞれ手掛かりとして個別的に考察してきたにもかかわらず、結果的に両者が隣接することとなった。これは、先述した通り、本巢・大野両クルスタ地域が古くは一体であったことを物語っていると言えよう。以上をまとめたものが「図2」「図3」である。

美濃国クルスタ地域における本巢国造と栗栖田君





三、本巢国造と栗栖田君

ではなぜ、元は一体であったクルスタ地域が、一つの郡域内に置かれずに、本巢・大野両郡に分割編入されたのであろうか。古代に本巢郡と大野郡の郡境とされていたのは、現在も本巢郡内を流れる犀川であるが、これは根尾川（現在の本巢郡と揖斐郡の郡境）の一支流であり、古代もさほど大きな河川ではなかったようである。³⁶このように、郡境の決定が地理的要因でないとすれば、そこに何らかの政治的作為をうかがうことはできないか。

先述したクルスタ地域（現在の本巢郡真正町一带）から北に程近い糸貫町・本巢町には、船来山古墳群³⁷などが築造されおり、これを本巢国造の陵墓と見る説がある。³⁸そこで、この本巢国造を中心に、三野国造・美濃国造・牟義都国造との関係を再検討してみたい。

開化記

若倭根子日子大毘毘命、坐春日之伊邪河宮、治天下也。此天皇、
：娶丸迹臣之祖、日子国意祁都命之妹、意祁都比売命、〈意祁都三字以音。〉生御子、日子坐王。〈一柱。〉：日子坐王：娶近淡海之御上祝以伊都玖、〈此三字以音。〉天之御影神之女、息長水依比売、生子：神大根王。亦名八爪入日子王。：神大根王者、〈三野国之本巢国造、長幡部連之祖。〉：

美濃国クルスタ地域における本巢国造と栗栖田君

景行記

天皇、聞看定三野国造之祖、大根王之女、名兄比売、弟比売二孃子、其容姿麗美而、遣其御子大碓命以喚上。故、其所遣大碓命、勿召上而、即己自婚其二孃子、更求他女人、詐名其孃女而貢納。於是天皇、知其他女、恒令経長眼、亦勿婚而惚也。故、其大碓命、娶兄比売、生子、押黒之兄日子王。〈此者三野之宇泥須和氣之祖。〉亦娶弟比売、生子、押黒弟日子王。〈此者牟直都君等之祖。〉：

景行紀四年二月是月条（以下、景行紀①）

天皇聞美濃国造、名神骨之女、兄名兄遠子、弟名弟遠子、並有国色、則遣大碓命、使察其婦女之容姿。時大碓命、便密通而不復命。由是、恨大碓命。

景行紀四十年七月戊戌条（以下、景行紀②）

天皇詔群卿曰、今東国不安、暴神多起。亦蝦夷悉叛、壓略人民。遣誰人以平其乱。群臣皆不知誰遣也。日本武尊奏言、臣則先勞西征。是役必大碓皇子之事矣。時大碓皇子愕然之、逃隱草中。則遣使者召来。爰天皇責曰、汝不欲矣、豈強遣耶。何未封賊、以予懼甚焉。因此、遂封美濃。仍如封地。是身毛津君・守君、凡二族之始祖也。：

『新日本紀』卷十三第十七所引『上宮記』一云（以下『上宮記』³⁹）

：平非王、娶牟義都国造名伊自牟良君女子、名久留比売命、
生兒汗斯王：

本巢国造に関しては、開化記に見える記述が唯一のものであり、ここでは、本巢国造の祖をカムオホネとしている。⁴⁰この人物については、景行記に三野国造の祖オホネ、景行紀①に美濃国造カムホネと略称されている（以下、カムオホネで統一する）。なお、ミノの表記は「三野」から「美濃」へと変更されているので（先述）、三野国造と美濃国造は同一のものと見て差し支えあるまい（以下、ミノ国造）。従って、本巢国造とミノ国造は、ともにカムオホネに結びつく系譜を有していることになる。⁴¹ここから、両者を同一の国造として捉える見解が通説化している。すなわち、古くは本巢国造を称していた勢力が、その支配領域を拡大したことに伴って、より広い範囲を示すミノ国造へ改称したものと解すのである。

しかし、以下の諸点から、この理解は再検討する必要があると思われる。

第一に、ミノ国造の支配領域がどこまで広がっていたのかは判然としないが、その範囲は少なくとも本巢郡域を中心として、これに隣接する大野郡や方皇郡にまで及んでいたと考えるのが穏当であろう。これらの地域には、先述した船来山古墳群（本巢郡）の他に、上磯古墳群・野古墳群⁴²（大野郡）、常磐古墳群・龍門寺古墳群⁴³（方

皇郡）などの古墳群が散在しており、これらの中には船来山古墳群の古墳を遙かに凌ぐ規模のものが見受けられる。ここから、ミノ国造の支配領域内に、複数の首長が存在していたことを指摘する説がある。⁴⁴

第二に、本巢・ミノ両国造とも、そのカバネを明確に示す記述は残されていないが、本巢国造のカバネについては、カムオホネの父ヒコイマスの後裔氏族に、『姓氏録』山城国皇別 堅井公・別公、大和国皇別 川俣公、河内国皇別 川俣公、河内国皇別 豊階公、摂津国皇別 鴨君など、君（公）姓が多く見られることから、本巢国造も同じく君姓であった可能性が高い。⁴⁵このことは、景行記・景行紀①②・『上宮記』などから、牟義都国造が君姓を有しており、その祖と伝えられるオハウス（景行紀②）・オシグロオトヒコ（景行記）が、本巢国造の祖カムオホネと極めて近い婚姻関係にあることから推察せられる。一方、ミノ国造のカバネを特定することは難しいが、『統紀』神護景雲二年六月戊寅条に「尚掃從五位上美濃直玉虫：⁴⁶為本巢国造」とあることから、直姓であった可能性が考えられる。⁴⁷あるいは、『統紀』宝龜元年四月癸巳条には「美濃国方皇郡少領外從六位下国造雄万」とあり、仮にこれがミノ国造の系譜を引いているとすれば、ミノ国造は国造姓であったとも考えられる。⁴⁸

このように、ミノ国造の支配領域と思われる地域には、複数の首長の存在がうかがえること、また、本巢国造（君姓）とミノ国造（直姓あるいは国造姓）のカバネが異なっていることなどからすれ

ば、本巢国造とミノ国造が同じカムオホネを始祖としているからといって、これらを全く同一の国造であると断言することには疑問が残るのである。そもそも、氏族系譜に後付けの論理がはたらいっていることは言うを俟たない。本巢国造の後裔氏族（本巢君か）が歴史上に姿を現さないことからすれば、むしろ、本巢国造は、大野郡や方県郡に本拠を置く勢力に凌駕される形で、衰退していったのではないだろうか。そして、本巢国造に代わって台頭した勢力のいずれかが、後にミノ国造となり、カムオホネを始祖として、本巢国造と同族関係を結んだと考える方が合理的である。

しかし、開化記において本巢国造と称された氏族が、歴史上から完全に消えてしまったとは考え難い。では、本巢国造の痕跡はどこに検出することができようか。

本巢クルスタ地域の様子を伝える『栗栖太里籍』は、約四〇％しか現存していないが、合計二八戸・四八一人が記載されている。そして、そのうちの二戸・二九人を栗栖田君が占めている。この栗栖田君は、①栗栖太里の里名を冠していること、②栗栖太里に居住していた氏族の大多数が部姓（刑部・建部など）や人姓（漢人・秦人）であるのに対し、栗栖田君は有姓氏族であること、③栗栖太里の戸は、九等戸制では下中戸（四戸）・下下戸（二七戸）・不明（八戸）という構成であるが、栗栖田君・栗栖田君族の戸はともに下中戸であること、④栗栖田君族広麻呂の戸が最も多くの戸口（三二人）を抱えていること、⑤栗栖太里で奴婢を所有する五戸のうち、二戸を

美濃国クルスタ地域における本巢国造と栗栖田君

栗栖田君が占めていること、以上の諸点から、栗栖太里においては裕福な中心的存在であったと考えられる。おそらく、失われた『栗栖太里籍』には、更に裕福な中下戸・下上戸の栗栖田君が記されていたことであろう。⁽⁵¹⁾

一方、大野クルスタ地域の戸籍は残念ながら現存していないが、『国内神名帳』大野郡条には栗栖田明神が記されている。この神社は、クルスタ地域の地名と栗栖田君の氏族名を冠していることから、栗栖田君の崇敬を受け、この氏族が集住している地域に祀られていたものと思われる。ならば、栗栖田君は本巢クルスタ地域に限らず、大野クルスタ地域にも広く分布していたと考えられる。

さて、本巢国造が君姓である可能性の高いことは先述した通りであるが、クルスタ地域に集住し、その中心的存在であった栗栖田君も、文字通り同じ君姓を有している。ならば栗栖田君は、本巢国造の本宗ではないにしろ、その系譜を引く（あるいは後に同族関係を結んだ）後裔氏族と考えられはしないだろうか。

本巢郡クルスタ地域の比定地に含まれる本巢郡真正町宗慶⁽⁵²⁾には、宗慶大塚古墳（墳長約六〇m、前方後円墳、四世紀後半）が所在している。この古墳は、「大塚」が「王塚」に通じることから、カムオホネの陵墓とする説がある。⁽⁵³⁾ もちろん、カムオホネは実在の人物とは考えられないので、この推測は当たらない。しかし、それにしても、先述した船来山古墳群・文殊古墳群を除けば、この古墳は本巢郡内の美濃郷以南で唯一とも言える特異な大型古墳であり、本巢

国造に連なる氏族の陵墓と見ることも、あながち誤りではあるまい。国造の支配領域が後の郡にほぼ相当し、国造が郡領への途を歩むことは周知の通りである。方県郡少領として勢力を保持した国造雄万は、いずれの国造の後裔であるかは定かではないが、方県郡に依然として勢力を保ち続けた。それに対し、本巢国造の流れを汲む栗栖田君の勢力は、広く本巢郡域に及ぶことなく、また、この氏族が集住していたクルスタ地域が一つの郡域内に置かれることもなく、本巢郡と大野郡に分割編入されたのである。ここに、大化前代における本巢国造の盛衰と、行政区画化による「本巢国」の解体を、僅かながらに垣間見ることができるとは思えないだろうか。

おわりに

第一章では、先行研究が遺存地名の探索に終始するあまり、これまで定説を見ることのなかったクルスタ地域の故地を、『和名抄』の郷配列から考察し、現在の本巢郡真正町一帯に比定した。また、クルスタ地域は、本来的に一体であったものが、本巢郡と大野郡に分割編入されたことを明らかにした。これを受けて、第二章では、本巢国造とミノ国造を同一のものと見る通説を再検討し、本巢国造の衰退およびその支配領域の解体の過程が、クルスタ地域の分割の中に見出されるのではないかという指摘を行った。

しかし、行政区画の配列基準や、本巢国造とミノ国造のカバネな

ど、なお検討を要する箇所があることは否めない。また、クルスタ地域を中心に論じたため、美濃に所在した他の国造・県主との関連など、言及することができなかった点も多い。これらについては今後の課題とし、稿を改めて述べることにしたい。

註

- (1) 『正倉院文書』正集二三、続集五。宮内庁正倉院事務所編『正倉院文書影印集成』二・五（八木書店、一九九二年）、『大日本古文書』一（一九〇一年）、竹内理三編『寧楽遺文』上（東京堂出版、一九六二年）、『岐阜県史』史料編古代・中世四 奈良県三一（一九七三年）、皇學館大學史料編纂所編『続日本紀史料』一（皇學館大學出版部、一九八七年）などに所収。
- (2) 『正保郷帳』（二六五五〜五八八）。「天保郷帳」（一八三四年）。
- (3) 筆者が実見したのは、『岐阜県史』通史編古代〜近世（一九七一〜一九七三年）、『美濃路見取絵図』（東京美術、一九七七年）、岐阜古地図研究会編『美濃・飛騨の古地図』（教育出版文化協会、一九七九年）、岐阜県歴史博物館編『館藏品図録 古地図』（一九九四年）などに所収されている古絵図である。
- (4) 鈴木正信「本簀郡栗栖太里」（新川登龜男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』東京堂出版、二〇〇三年）。
- (5) 『栗栖太里籍』には、栗栖田君・栗栖田君族・無姓の栗栖田などが見られるが、「栗栖田君」と総称しておく。「族」については、直木孝次郎「日本古代における族について」（一九五二年初出／同『日本古代国家の構造』青木書店、一九五八年）、井上光貞「族」の性質とその起源」（一九五六年初出『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年）、直木孝次郎「再び日本古代の「族」について」（一九五八年初出／同『日本古代国家の構造』前掲）など参照。
- (6) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四（一

- 九九八年)、『岐阜県史』史料編古代・中世補遺(一九九九年)所収。
 国郡郷制下(七三九〜七四〇年以降)の年代を示す。
- (7) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報』十五(一九八二年)、『岐阜県史』史料編古代・中世補遺(前掲)所収。年代は木簡①に同じ。
- (8) 貞観十四年(八七二)三月九日。竹内理三編『平安遺文』一一一六五(東京堂出版、一九六四年)、『岐阜県史』史料編古代・中世四京都府三三一(前掲)所収。
- (9) 九三八〜九六一年成立。佐伯有義編『神祇全書』四(皇典講究所、一九〇八年)所収。
- (10) 元本Ⅱ元和古活字本、高本Ⅱ高山寺本、名本Ⅱ名市博本。なお、名市博本の訓注「ル」は判然としないが、諸本に準じて「クルス」としておく。
- (11) 直木孝次郎「古事記の国名表記について」(一九七二年初出/同『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五)。野村忠夫「律令的行政地名の確立過程——ミノ関係の木簡を手掛かりに——」(一九七八年初出/同『律令政治と官人制』吉川弘文館、一九九三年)。
- (12) 『可児町史』(一九八〇年)。「可児市の伝承地名」(一九八四年)。
- (13) 『美濃加茂市史』通史編(一九八〇年)。
- (14) 萩岡良弼『日本地理志料』六(東陽堂支店、一九〇三年)。以下、本文で取り上げる先行研究以外は、根拠を示していない。
- (15) 阿部栄之助『濃飛両国通史』(一九二三年)、『岐阜県史』通史編中世(一九六九年)、『谷汲村史』(一九七七年)。
- (16) 吉田東伍編『大日本地名辞書』中(富山房、一九〇二年)、『揖斐郡志』(一九二四年)、『本巢郡志』(一九三七年)。なお、竹内理三『莊園分布図』上(吉川弘文館、一九七五年)は、『目録帳』に見られる栗田庄を、現在の本巢郡真正町西部に比定している。
- (17) 『岐阜県治水史』(一九五三年)。
- (18) 元本・高本・名本ともに「小鳥」とあるが、後世の史料には「小島」と見える。
- (19) 『揖斐川町史』(一九七一年)。
- (20) 「楯斐」(元本・名本)、「楯斐」(高本)とあるが、ともに「ユヒ」と訓むことができ、「イビ」に通じる。
- (21) 高本には郡家郷・駅家郷の記載がなく、名本には駅家郷の記載が見られない。
- (22) 『日本地理志料』(前掲)は、揖斐郡大野町大衣斐・小衣斐を遺存地名と見るが、『和名抄』の郷配列から首肯できない。
- (23) 平川南「郡符木簡」(虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年)。
- (24) 『日本地理志料』(前掲)。
- (25) 『大日本地名辞書』(前掲)。野村忠夫「御野国戸籍と諸国の正税帳」(一九七〇年初出/同『奈良朝の政治と藤原氏』吉川弘文館、一九九五年)。野村忠夫「古代の美濃」(教育社歴史新書(日本史)二七、教育社、一九八〇年)。
- (26) 『濃飛両国通史』(前掲)、『本巢郡志』(前掲)、『北方町史』通史編(一九八三年)、『岐阜県史』通史編中世(前掲)。「ふるさと糸貫の歴史」(一九七七年)、『糸貫町史』通史編(一九八二年)。
- (27) 『穂積町史』通史編上(一九七九年)。
- (28) この訓注が『国内神名帳』の成立当初から存在していたものなのか、あるいは書写段階で付されたものなのかについては未詳であるが、いずれにしても糞田を「クソダ」と呼称した確証はない。
- (29) 元本は、栗田郷と船木郷の順番が逆になっている。
- (30) 物部神社は、古くは真正町上真桑四指に鎮座しており、第二次大戦後の土地整理で八幡神社(真正町上真桑本郷)に合祀され、社名に物部神社を採用したという経緯がある(本郷・四指とも現在の真正町上真桑内に位置しているので、移動に関して問題はない)、『真正町史』(前掲)参照。
- (31) 建仁元年(一一〇一)五月二五日。『鎌倉遺文』三一―二一七(東

- 京堂出版、一九七二年)。「岐阜県史」史料編古代・中世四 京都府二五一(前掲)。
- (32) 元久元年(一二〇四)三月十日。「鎌倉遺文」三一―四四〇(前掲)。「岐阜県史」史料編古代・中世四 京都府一一二(前掲)。
- (33) 元久二年(一二〇五)十一月九日。「鎌倉遺文」三一―五八七(前掲)。「岐阜県史」史料編古代・中世四 京都府一一三(前掲)。
- (34) 延文元年(一三五六)二月八日。「岐阜県史」史料編古代・中世四 京都府二五―三三(前掲) 所収。
- (35) 持統紀四年十月乙丑条には「土師連富^{はと}」なる人物が見える。
- (36) 「岐阜県治水史」(前掲)。
- (37) 「岐阜県史」通史編原始(一九七二年)、糸貫町・本巣町教育委員会編『船来山古墳群』(一九九九年)など。
- (38) 「岐阜県史」通史編古代(一九七一年)。
- (39) 「上宮記」については、黛弘道「継体天皇の系譜について」(一九六六年初出/同『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八三年)、黛弘道「継体天皇の系譜についての再考」(同『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八三年)参照。
- (40) 本居宣長『古事記伝』(一七九八年成立/「増補 本居宣長全集」三、吉川弘文館、一九三七年)、上田正昭「国県制の実態とその本質」(一九五九年初出/「上田正昭著作集 古代国家論」一、角川書店、一九九八年)などは、「三野国造・本巢国造」の「之」を「造」の誤字と見て「三野国造・本巢国造」と訓む。ここでは、日本古典文学大系本に従って「之」としておく。
- (41) 「岐阜県史」通史編古代(前掲)、野村忠夫『古代の美濃』(前掲)など。
- (42) 小川栄一『岐阜県史蹟名勝天然記念物調査報告書』二・三(一九二五・一九二八年)、大熊厚志・八賀晋『史跡野古墳群調査概報』一、六(大野町教育委員会、一九八三年)一九九六年)、中井正幸「野古墳群の研究」(『岐阜県史』八四、一九九一年)、『大野町史』通史編(前掲)、『岐阜県史』通史編原始(前掲)など。
- (43) 榎崎彰一「岐阜市長良龍門寺古墳」(一九六二年)、『岐阜市史』通史編原始・古代・中世(一九八〇年)、『岐阜県史』通史編原始(前掲)など。
- (44) 中井正幸「美濃における古墳群の形成とその画期」上・下(『古代文化』四八―三・四、一九九六年)、中井正幸「前期古墳から中期古墳へ」(八賀晋編『美濃・飛騨の古墳とその社会』、同成社、二〇〇一年)など。
- (45) 「岐阜県史」通史編古代(前掲)。
- (46) 「美濃直玉虫」の「直」は諸本に「真」とあるが、新日本古典文学大系本は、国造に任ぜられていることから「直」の誤写と見る。
- (47) 太田亮『日本上代に於ける社会組織の研究』(磯部甲陽堂、一九二九年)など。
- (48) 野村忠夫「国造姓についての一試論」(一九七二年初出/同『奈良朝の政治と藤原氏』前掲)など。
- (49) 他に有姓氏族としては、水主直族(八人)・伊波田支君(三人)・阿蘇君族(一人)・土巻臣族(一人)などが見えるが、栗栖田君(二十九人)に比べると少ない。また、有姓氏族の中で戸主なのは栗栖田君のみである。
- (50) 奴婢を所有する戸は、栗栖田君(三人)・栗栖田君族(一人)・刑部(二人)・漢部(一人)・不明(二人)という構成であるが、栗栖田君の戸が最多数を所有している。
- (51) 九等戸制は極めて機械的にピラミッド型を示しており、戸の貧富による基準であると考えられる。新川登龜男「里の成り立ちと九等戸制」(新川登龜男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』前掲)参照。
- (52) 小川栄一『岐阜県史蹟名勝天然記念物調査報告書』九(一九四四年)、真正町教育委員会編『宗慶大塚古墳』(一九八八年)、『真正町史』(前掲)など。
- (53) 『真正町史』(前掲)。

〔付記〕 本稿は、早稲田大学教育学部日本史研究会二〇〇二年度大会報告に、その後の知見を加えて成稿したものである。その際には、新川登亀男先生に多大なるご指導を賜った。また、資料作成にあたっては、林英雄氏（美濃加茂市民ミュージアム学芸員）にお世話になった。あわせて謝辞を申し上げたい。